

「6. 業務の背景」内の第4段落の対象地域の記載を「ウェウエテナンゴ県及びキチエ県」に訂正しました。(2014年10月2日)

番号：140820

国名：グアテマラ

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：チキムラ県及びイサバル県妊産婦と子どもの栄養改善プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年11月上旬から2014年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	グアテマラ/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

グアテマラ共和国（以下「グアテマラ」という）では、49.8%の5歳未満児が慢性栄養不良の状態にあり、この値は中南米地域において最も高く、また世界では4番目に高い値であることから、栄養改善対策への取り組みが急務となっている（WFP、2014年）。グアテマラでの栄養課題の特徴として、急性栄養不良が少ないことに対して、成長阻害の割合が高いことが挙げられ、その要因は不適切な母乳育児とその後の乳児補完食の摂取にあるとみられている。また、先住民と非先住民間での慢性栄養不良の割合は大きく開いており、先住民では69.5%、非先住民では35.7%となっている（WHO、2008年）。先住民が多い地域に成長阻害が多い要因として、一般的には、貧困、伝統的な食習慣、栄養に関する知識と行動の乖離、遺伝、医療施設等へのアクセスの悪さなどが考えられている。グアテマラ国内において特に栄養不良状況が深刻な県は、先住民が多く居住しているウェウエテナンゴ県、サン・マルコス県、キチェ県、エスクイントラ県、ソロラ県、トトニカパン県、ケツアルテナンゴ県、チマルテナンゴ県、チキムラ県及びアルタ・ベラパス県の10県とされている。

妊娠期から生後2年間における慢性栄養不良は、子どもの正常な発育を阻害し、その後生涯で回復することは非常に困難であると考えられている。生存と生涯の健康的な生活に与える影響が大きいことから、同期間の1,000日間は非常に重要な期間とされている。また、栄養不良の母親は低体重児を出産する傾向にあり、生まれる子どもは、成長阻害になりやすい。このため、栄養不良と貧困の負のサイクルに陥りやすい（UNICEF、2013年）。この負のサイクルを断ち切るために、母と子どもそれぞれに対する対策が必要とされている。

栄養課題に対して重点的な対応が求められる中、保健省は、第一次から第三次レベル<sup>1</sup>の医療施設において母乳育児の促進、成長モニタリング、啓蒙活動、妊産婦及び子どもに対する微量栄養素サプリメントの提供など栄養サービスの強化を図っているが、適切なサービスが十分に提供できておらず、未だコミュニティの栄養状態が改善されていないことが課題となっている。

係る状況のもと、グアテマラ政府より、両県の妊産婦と5歳未満児への栄養サービスの強化を目指し、県保健事務所の栄養対策サービスの運営能力強化、第一次、第二次レベルの保健医療施設における栄養対策サービスの改善、栄養に対するコミュニティ活動の強化、そしてプロジェクトの活動が保健省や他県等に共有されることを目的とした技術協力プロジェクト「チキムラ県及びイサバル県妊産婦と子どもの栄養改善プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る協力の要請が我が国に提出された。なお、その後の保健省との協議により、対象地域はウェウエテナンゴ県及びキチェ県へと変更された<sup>2</sup>。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

<sup>1</sup> 第一次レベルは保健ポストやコミュニティセンターが該当し、母子保健教育活動等を実施、第二次レベルは保健センターが該当し、産前産後検診、乳幼児健診等のサービスを提供、また第三次レベルは病院が該当する。

<sup>2</sup> 案件名称の変更については、詳細計画策定調査時に先方と協議し、変更する予定。

(1) 国内準備期間 (2014 年 11 月上旬)

- ①要請内容・背景を把握する(関連報告書等の資料、情報の収集・分析)。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針(案)を検討する。
- ③PDM・PO(案)(英文・和文)及び事業事前評価表(案)(和文)を検討する。
- ④他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑤グアテマラ側関係機関、他ドナー等に対する質問票(案)(和文)を作成する<sup>3</sup>。
- ⑥事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2014 年 11 月中旬～11 月下旬)

- ①JICA グアテマラ事務所等との打合せに参加する。
- ②グアテマラ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、グアテマラ側に説明を行う。
- ④予めグアテマラ事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、結果を分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) グアテマラの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) 栄養対策に関する開発動向とセクター横断的なグアテマラ側実施体制(組織・予算・人員等)
  - ウ) 保健システム強化に関する開発動向とグアテマラ側実施体制
  - エ) 保健セクターの栄養対策に関するグアテマラ側実施体制
  - オ) 他ドナー・機関に関連する援助動向
- ⑤調査団及びグアテマラ側と協議の上、PDM(案)(和文、西文)、PO(案)(和文、西文)の作成を支援する。
- ⑥グアテマラ側との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)(英文・西文)の作成に協力する。
- ⑦評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA グアテマラ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014 年 12 月上旬～12 月中旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る調査報告書(案)(和文)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(和文)
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、羽田ーロサンゼルスーグアテマラシティーロサンゼルスー羽田を標準としま

<sup>3</sup> 質問票の配布及び回収はグアテマラ事務所が行う。

す。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年11月12日～2014年11月29日を予定しています。  
本業務従事者は、当機構の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 通訳 (JICA) (日本語-スペイン語)

#### ③便宜供与内容

当機構グアテマラ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
あり
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

本業務に関する資料は、当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム (TEL:03-5226-8353) にて配布します。

- ① 要請書
- ② 案件形成支援に関する報告書

### (3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上